

そうかリノベーションまちづくり構想検討委員会の運営について

1 委員会の公開について

(1) 委員会の公開

委員会は、原則としてこれを公開する。ただし、委員長が適当でないと認めるときは、この限りではない。

(2) 委員会の公開方法

委員会の公開は、委員会の傍聴を希望する者に傍聴を認めることにより行うものとする。

(3) 関係者(専門家・オブザーバー)の出席

委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(4) 傍聴の定員

傍聴者の定員は、公正かつ円滑な会議に支障が出ない範囲において、会議場のスペースに応じて、委員長が定めるものとする。

(5) 傍聴の手続

傍聴を希望する者は、事前に事務局に申込みを行うものとする。

傍聴の申込みを行った者は、事務局の確認を受け、委員長の許可を得た上で入場できるものとする。

(6) 傍聴遵守事項の周知

事務局は、傍聴者に対して会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項を定めて傍聴者に周知し、会議の秩序の維持に努めなければならない。

遵守事項

静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。

プラカード、旗等を持ち込み、又ははちまき、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用する等示威的行為をしないこと。

所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。

携帯電話等の通信機器を使用しないこと。

写真撮影、録画及び録音を行わないこと。ただし、あらかじめ委員会等の長の許可を得た場合は、この限りでない。

その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(7) 傍聴者の退場

委員長が部分的に委員会を公開すべきでないとき及び傍聴者が遵守事項に違反したときには、傍聴者を退場させるものとする。

2 会議録について

(1) 会議録の作成

事務局は、委員会を開催した都度、会議録を作成するものとする。

(2) 会議録の記載事項

会議録の記載事項のうち、会議経過については、発言者の氏名を記載する。

(3) 会議録の確認

事務局は、作成した会議録を各委員に送付し、確認を受けるものとする。

(4) 会議録の公開

会議録は、これを公開し、市ホームページに掲載及び情報コーナーに掲示し、一般の閲覧に供するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議録の全部又は一部を非公開とすることができる。

会議録に記載された情報が、草加市情報公開条例(平成12年条例第30号)第7条各号に掲げる情報に関するものである場合

会議録を公開することにより、その後の会議における公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められる場合